

## 裁判員経験者意見交換会議事録

1 日 時 平成26年1月17日（金）午後2時35分から午後4時40分  
まで

2 場 所 大津地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者等

裁判員経験者 10人

司会者 赤坂宏一（大津地方裁判所判事）

裁判官 飯島健太郎（大津地方裁判所部総括判事）

検察官 佐藤裕亮（大津地方検察庁検事）

弁護士 永芳明（滋賀弁護士会所属弁護士）

司法記者クラブ記者5人

4 議事要旨

**司会者：**それでは、これから意見交換会を始めたいと思います。

私は大津地方裁判所、刑事部の裁判官の赤坂宏一と申します。

通常、会の進行は、所長が務めさせていただいておりますけれども、本日は差し支えのため、私が司会進行をさせていただきます。

本日は、裁判員経験者意見交換会に10人の裁判員経験者に御参加いただきました。裁判員経験者の皆様には裁判員として重責を果たしていただいた上に、この意見交換会に参加していただいて心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

裁判員制度は平成21年5月に始まった比較的新しい制度です。それまでは裁判官だけで行われていた刑事裁判に一般の人も加わっていただいて審理することで、一般常識を踏まえたよりよい裁判が行われることが期待されています。

そのためには、国民の方々の積極的な参加が必要不可欠ですけれども、その

中には余り関心がないとか、あったとしても敷居が高いと考えておられる方も多いのではないかと思います。

また、裁判員として参加された方も、我々、法律家の気がつかないところでやりづらさを感じられ、消化不良の感じを受けられた方もいらっしゃるのではないかと考えます。

そこで、既に裁判を経験していただいた方の御意見を取り入れて、より国民の皆様が参加しやすく、また、充実した審理が行われる裁判員裁判がなされるよう、少しでも改善していくと同時に、御意見がマスコミ等を通じて一般の人々に伝わることで、裁判が国民の方々のもとにあることを感じていただいて、裁判員裁判についての理解を一層深めていただくことを期待しております。

そこで、参加された皆様の忌憚のない御意見をいただいて、制度の理解及び発展に一役買っていただこうというのが今回の趣旨ということになります。

今回は司法関係者のほか報道関係の皆様にも御参加いただいています。どうもありがとうございます。報道を通じて、裁判員経験者の方々の御意見や御感想、生の声が一般の人に伝わることによって、今後、参加される方々に正確なイメージを持っていただけると思いますので、マスコミの方々にはこの点についても是非とも御配慮をお願いしたいところです。

それでは、今回、参加されている方々ですけれども、まことに申しわけございませんけれども、1番さんとか、2番さんとかいう形で呼ばせていただくことになりますので、この点についてはどうぞ御了承をお願いいたします。

それと、今回、法曹関係者も参加しておりますので、それぞれの方に簡単に結構ですから自己紹介をお願いしたいと思います。

**飯島裁判官**：大津地裁刑事部、裁判官の飯島でございます。よろしく申し上げます。

**佐藤検察官**：大津地方検察庁の検察官、佐藤裕亮と申します。よろしく申し上げます。

**永芳弁護士**：滋賀弁護士会，弁護士の永芳明と申します。どうぞよろしくお願ひ  
します。

**司会者**：早速ですけれども，意見交換に入らせていただくことにします。

それで，進行の方法ですけれども，既に配布させていただきました裁判員経験者意見交換会という資料に基づいて行いたいと思います。

意見交換会自体については実質で1時間30分程度を予定していて，途中で10分間休憩時間を取りたいと思っています。

また，意見交換の後に，傍聴されている報道機関の皆さんから質問の時間をとる予定です。

それでは，意見交換を始めたいと思いますけれども，まず，審理について振り返りながらお話をお伺いできればなと思っています。

そこで最初に，裁判員選任手続のところ，選任手続及び公判の日程などの手続的のところについて御意見を伺いたいと思います。

手続全般について，もしも何か感じられたことがあればお願いします。

1番さんからお願いしてよろしいでしょうか。

**裁判員経験者1**：日程ですけれども，私は主婦をしていますので，会社の届け出とか，そういう煩わしさはなかったんですけども，勤めた経験はありますのでその辺から考えますと，決定するまでの曖昧な期間がとても困ると思うんです。具体的に言いますと，この部屋に集まって6人プラス2人が選出されるまで曖昧な立場のままなので，裁判員に選出されるかもしれないんですけどという感じでしか勤め先には言えないというのは，向こうもどうしたらいいのという感じになるので，もうあなたは裁判員ですよというところまで出てくる必要はなかったんじゃないかなというふうに私は感じました。

**司会者**：するともう，裁判員として呼ばれるほうがいいという話になりますかね。

**裁判員経験者1**：そうですね。そのときに補充裁判員の仕事についてもちょっと理解が余りできていなかったもので，その中で突然，できない人もおられると思

うんですけども、補充裁判員をそのために選んでいるのかなと私は思っていましたので、ここにまで来てやっぱりならなかったんですというのは会社に言いにくいことではないかなと思うんです。

**裁判員経験者 2**：裁判所のほうから封書で、あなたが裁判員の連絡がきて、それからこの裁判所へ出席するまでの間の長いのがとても心が苦しいというのか、不安というのか、どうなのかな、断ったほうがいいのか、やめようかな、その期間の長さがとても苦痛でした。ここへ、御縁のないところへ寄せていただいて、もう覚悟をして、半分覚悟はしていましたが、何かくじ引きというんですか、何かそういう方法でやられたときに、ああ、私は3番やし、もうこれでクリアできたと、やったと思ったら、番号順じゃなくて、ああと、その苦しさそれが苦痛というのか、覚悟するまでがとても苦しかったです。

**司会者**：2番さん、結構、公判は長かったんじゃないですか。

**裁判員経験者 2**：はい。

**司会者**：どうでしたか。

**裁判員経験者 2**：そうですね、裏腹に何かちょっと楽しいというのか、ああ、こういうものなのかというふうな、長さは感じなかったです。

**司会者**：負担とか。

**裁判員経験者 2**：それとは裏腹でした。

**司会者**：始まってからのほうがむしろ、結構楽しく。

**裁判員経験者 2**：うれしいというのか、自分も参加できているんやというふうなうれしさはありました。よかったというふうな感じですよ。

**司会者**：3番さん、お願いします。

**裁判員経験者 3**：選任のことですね。思ったのは、先ほどからありましたけども、ここに来て、いわゆる選ばれるまでというのがかなり絞られるという、ランダムに選ばれるということなんですけども、拒否できるというんか、裁判員ができない理由というのも限られていまして、やるのが嫌だからとかいう、そうい

う理由は通らないということですので、公平性を保つためには、そうやって多くの人数を集めてその中から絞るといふ、それもランダムに絞るといふのはそれはいいかとは思いますが、ちょっと思うのは、嫌々というか、中に選ばれた方には本当はしたくなかったのにと、でも、拒否できないから仕方ないなという方もいらっしゃるし、選ばれなかった方には興味があつて、ぜひしたいなという方も残念ながら選ばれなくて帰られた方もいらっしゃるの、もう少し、例えば、やってみたいと、その中で日程的にも問題ないですし裁判員になりたいという方の、そういう意見も酌んでもらえたらなというふうな思いがしました。

**司会者**：多分、そのときにも裁判長のほうから説明があつたと思うんですけど、制度の趣旨から見て、一応、たくさんの人を集めた中から抽せんするということが制度的なところなので、その中では多分、やりたくない人が選ばれることもあるしということ、それで一定多数集めないといけないということ、1番さん、2番さんがおっしゃつたとおり、若干、不安定な状態になりますけど、そういうふうなこともあるかと思ひますけども。

次、4番さん、お願いします。

**裁判員経験者4**：私自身、この選任手続及び公判の日程についての課題は特にございません。選任のところなんですが、裁判員の選任のときに、まず、お断りできる辞退の理由と、それから、もう一つはできない人の区分というのがあつて行われるんですが、もう一つプラスとして、難しい話ではありますけれど、事件の内容によって年齢構成であるとか、あるいは、男女の比率とか、そういうことを導入することによって、裁判員制度の目的である良識の反映だとか、あるいは、司法に対する信頼だとか、こういうものをより高められる可能性というのがあるのではなからうかなと。だから、がらがらぼんの抽選ではなしに、もう少しそういうところの深彫りというものを考えていただければより充実するのではなからうかなと、そんなふうに思ひます。

**司会者**：5番さん，お願いします。

**裁判員経験者5**：選出につきまして，私の場合は通知をいただいてから，こっちに寄せていただきますまで半年，7箇月ぐらいあったかというふうに思います。先ほどもおっしゃられましたように，その間，不安と，逆にどういふものかなという興味と，2つの気持ちで約半年間過ごしました。こちらに寄せていただくときに，当然，勤めておりますので休みをとる必要があります。最大で3日間でしたか，ということで，結果的にさせていただいた3日間休みは当然，事前からの申し出のとおりだったんですけども，初日にもし外れれば残りの2日は要らない，不要ということになりますので，その辺はどうなのかなというふうには思っています。私の場合は結局，させていただいたので，その3日間を有効に使わせてもらいましたけど。そういったこともどうかなということも思っております。

**司会者**：6番さん，お願いします。

**裁判員経験者6**：私も候補者に選ばれましたというお手紙がきて，何か断る，辞退できるというのも書いていたので，そこを全部読んで自分に何か当てはまらないかなというのを先に探しました。子育てもしているのと思ったんですけど，もっとも小学生の子供なのでそれはだめみたいで，自分はじゃあ，体調，ちょっと血圧の薬を飲んでいるからそれでと思ったけど，でも，その程度ではやっぱりだめということで，これはもし，自分のところにきたときはやっぱり引き受けないとだめだなというのと，周りの中でこういうのを送られてきたという話をすると，中にはすごい興味があって，私，やってみたいと思う，でも，それを送ってこないとやれへんのやでみたいなのをお友達とかから言われて，やっぱりもし，自分のところにきたときは，自分でできるならやっぱりやるべきやというので，少しずつそういう気持ちに傾いてきて，でも，ここに来たときも，自分はまさか選ばれへんやろうというので来て，どんどんどん時間がたって，抽選で自分の番号が出たときに，何度もやっぱり照らし合わすとい

うんですか、本当に選ばれているのかなみたいな感じで、そんな中で、私がやっていいのかなというのもあったので、先ほど言われたように、抽選で私なんかがやってよかったのかなというのもあるので、ただ、抽選ではなくて、少しお話とかをさせていただきましたが、それがもう少しお話をさせてもらって選んでいただいたほうがいいんじゃないかなというのはちょっと思いました。

**司会者**：7番の方、お願いします。

**裁判員経験者7**：私も裁判所からまず、文書が届いたときに、何の文書かなというような疑問を持ったのは確かです。しかし、このシステムをずっと最初から最後まで参加させていただいて、これはいたし方ないのかなと。やはりこれだけの選び方をしなかったらなかなかできない、そこまでできないのか、6人を選ぶ、また、補充も選ぶという方法、これはいたし方ないのかなというものは思っておりました。

ただ、不安を感じる期間がちょっと長かった、来るまでに期間が長かったというのは、そこには若干の不安は感じておりました。しかし、ここへ寄せていただいて、選ばれたということに対して、自分ではやはり重責を任されたんだという誇りも持つことができましたので、私としては自分自身、いい経験ができたと思っております。

**司会者**：8番の方、お願いします。

**裁判員経験者8**：裁判員という制度ができて、私、一遍やってみたいなという、そういう内心がありましたところへ、去年、こうやって選ばれて、6人の裁判員で、裁判に初めてタッチしたんですが、人が人を裁く、そんな見本に私になるという、私自身は法律を犯すから裁判があるんであって、私はそんなことのできるような人間だとは自分では思っておりません。誰でも法律を犯していることは皆、あると思うんです。例えば、交通なんかでしたら、スピード違反を犯さんような人は一人もいないと思います。わからなかったら犯すというのはこれは人間の悪いほうの、良心の反対の心を持っているのはほとんどの人間や

と思います。それを私が裁判員に選ばれたということは誇りにも思えるし、また、非常に厳粛な気持ちになりました。

裁判そのものは案外、軽い罪の裁判でございました。執行猶予つきの判決になりましたけれども、きのうも多くの裁判員の裁判が行われましたが、あんなに死刑に確定されたというような裁判、あんなものの裁判と私らの担当した裁判は案外軽かったので、気楽な気持ちで裁判を担当させていただきました。一回だけでなしにもう二、三回させてもらえたらなというのが今の感想です。

**司会者：**日程的な点は特に何も問題を感じられたことはないということでしょうか。

**裁判員経験者 8：**はっきりと去年の裁判を頭の中に刻んで、覚えておりますけれども、案外、気楽に臨ましていただいたと思います。

**司会者：**9番の方、お願いします。

**裁判員経験者 9：**私、封書をもらいまして、「何でやねん」と。しばらくするとまた1通きました。計2通きたんです。あれ、やばいぞ、これ、ほんまものかいと思ひまして、ともかく裁判所に1回電話してみようと。裁判所に電話を入れたら、こういうこともありますということを言われまして、ええ、ほんまか、2回も行かなあかんのかなと思ひました。一応、会社のほうに言って、こういう形で封書がきたんやと。周りを見ますと裁判員になった方がいません。だからどうなるんだらうという、経験者がおれば聞こうかなと思ひたんですけれども聞くこともできずちょっと不安がありまして選任の日に来たんですけれども、その日、確か29人だったと思います。私、番号を呼ばれまして、何でやろう、選任の方法、どんなのするんだらうというちょっと疑いのあることありましたが、それは仕方ないなということで、その日からの審理というんですか、入るわけでもなく1日ありまして、そこで会社のほうに実は決定したと、日程はこうなるのでよろしくお願ひしたいという連絡をとりました。これが非常によかったんじゃないかなと思います。だから、本当、周りを聞くと、当日から入

っていくということも聞きますし、本当、1日あって、仕事の段取り等の手続もできて参加できたんじゃないかと思っています。

私が担当した中では、やはり6日間、そういう割と短いんじゃないかなというふうに思いますけども、かなりメンバーに恵まれまして、本当にいい時間がとれたんじゃないかなというふうに思っています。

**司会者**：先ほどの日程、6日ですか、これについては、会社のほうとしては特に仕事先のほうでそれは困るというふうな、例えば、その間に1日来てほしいとか、そういうふうなことで言われたりは。

**裁判員経験者 9**：そういうふうなことはなかった。理解してもらいました。

**司会者**：10番の方、お願いします。

**裁判員経験者 10**：一昨年の11月に裁判員制度の書類が届きましたときに、一応、私は70歳を超えておりますので自動的に辞退できる年齢ではあります。一応、隅から隅まで書類や送られたものを見させていただいて、もし、こういう機会に恵まれたらぜひやってみたいというふうに積極的に思いながら日にちを過ごしておりましたが、ずっと連絡もなく、9月ごろに初めて裁判所のほうに出るようというところで出ましたところ、三十人余りのメンバーの中から6名と言われたのでこれは大変やと。どなたか言われていましたけど、100万円の宝くじが当たるのに等しい確率でしか人選されないというふうなお話でしたので、帰るつもりでおりましたところ幸いにも選ばれたんです。私としては非常に興味を持って参加させていただくことができました。

今、4番さんが言われました事件における年齢、あるいは、性別の考慮というような改革案も出されましたが、私どもが経験しました案件はたまたま選任されたのも男子4名、女子4名というような形で半々でありましたし、年齢構成も若い方から、私のようなおいぼれも含めて年齢層が分かれておって、理想的なメンバー構成であったかと思えますし、今、9番さんと同時に私も同じ事件を担当させていただいたんですが、非常に活発な意見も出ましたし、審理の

内容も十分、皆さん真剣に議論ができたし、たまたま人選されたにしては非常にいい構成だったなというふうに考えた次第です。

**司会者**：結構、長かったと思うんですけども、1週間ぐらい、審理が始まってからというのはいかがでしたか。

**裁判員経験者10**：最初の1日目は多少、緊張するような場面もありました。法廷に出まして自分の書類を書こうと思ったときに字の運びができなくて、数字の1、2、3を書いてから言われる言葉を書くというぐらいな緊張感でしたけども、2日目以降は慣れたといいますか、そういうこともなく、2週間にわたった審理、裁判でしたけども、どの日をとってもそれほど苦痛も感じず、和気あいあいというような形ではなかったかと思いますが、真剣にみんな、審理、あるいは、法廷へ出られたんじゃないかなというふうに思っております。

**司会者**：選任手続と公判についてなんですけれども、これを別の日にした裁判体と、多分、同じ日に、午前中に選任手続をして午後から審理にいきなり入るという形でやった方が2通りあると思うんですけども、ちょっと裁判長のほうから御説明いただければと思います。

**飯島裁判官**：では、どうしてそういうふうに違いが生じるのかについて御説明させていただきます。

裁判員制度が始まった当初は、裁判員の方、補充裁判員の方の拘束日数をできるだけ少なくして御負担を減らそうというために選任手続の当日、具体的には大体、午前中、選任手続をやって、午後から審理ということが多く行われていました。ただ、各地で皆さんが経験された中での感想をお伺いしていると、やはりその日のうちから審理するというのは心の決心ができない状態でいきなり入るといえるのはつらいとおっしゃる方もいらっしゃる。割とそれが多いうふうにお伺いまして、その結果、最近は特に、公判の日数が多い4日とか5日ぐらい以上になってきますと、できるだけ選任と公判の日程を分けさせていただく、それによって長い日数をあらかじめ仕事とか、そのほかの日程をキャ

ンセルしたりしなくていいように一旦選任して、その日はそれだけにして、翌日、あるいは、翌々日から公判をするということを最近はさせていただいています。

ただ、最近でも、選任手続を含めた、その日を含めて午後からやれば3日で終わるような事件については、その日のうちから始めさせていただくこともあります。これは、例えば、裁判所においでいただくだけで時間がかかる、負担がかかる方もいらっしゃるわけです。特に、長浜とか、湖西線の方とか、そういう方ですと来るだけで大変なので、おいでいただく日数を減らすために3日で済む場合にはその日のうちから始めさせていただくということもやっていると、こういうことをございます。

**司会者：**こちらのほうで把握してる限り3番、5番、7番、8番の方は多分、同じ日にやられたのではないかということなんですけども、どうですか、それによって何か不都合とか感じられたこととかありましたか。

**裁判員経験者7：**選任されて昼からということと言われると、何をするんだろうという形で心の準備ができなかったのがちょっとあったかもわかりませんね。それぐらいで、あと、上手にリードしていただきましたのでスムーズにいけたと思いますけど、最初の心の持ち方が、それはあったかなと思います。

**司会者：**何か御予定のキャンセルとか、こういうふうなところとかは特に問題とか感じられませんでしたか。

**裁判員経験者7：**それはもう別になかったですね。とりあえず1日潰すというよくなつもりで来ていましたから。

**司会者：**同日の方で特に御意見等はございませんか。

**裁判員経験者5：**私も同感です。最初に申しあげましたように3日間ということでした。心の準備だけですね。まさか三十数人おられる中で最終的に私が選任されると、確率的には非常に低いだろうと思っていましたので、言われたときには当たったなという驚きと、ああ、もういきなり午後から入るのかということ

とで、ちょっとその辺の部分の心の準備ができていないというのはありました。ただ、入っていきましたら、先ほどおっしゃられましたようにリードしていただきましたのでいい経験をさせていただいたなど、今となってはそういうふうに思っております。

**司会者：**それ以外の別の日に行われた方はどうでしょうか、何か御意見等ありましたら。特にございませんか。何か苦勞されたとかいうふうなことも特に感じられなかったということでもよろしいですかね。1日日程がふえるというふうなことになる場合が多いわけですけれども。

**裁判員経験者 1：**先ほども私、言いましたけども、もう裁判員と決まってしまうと何日間お休みくださいとは言いやすいので、公判の間はそのために時間を使えると思うんですけど、やはり選任の曖昧さ、その期間はちょっと考慮が必要なんじゃないかなと感じました。

**司会者：**1つ目のテーマについてはこれで終わりということにしたいと思えます。

続いて、審理のわかりやすさや時間の長さ、理解のしやすさについてお話をお伺いしたいと思います。

審理は大体、検察官と弁護人の冒頭陳述が行われ、その後に証拠調べ、書証や人証の取り調べが行われ、その後に検察官と弁護人の意見、論告、弁論というのがありました。その上で判決というふうなことになります。そのうち、検察官や弁護人の陳述とか主張、これは冒頭陳述、論告、弁論というふうなものなんですけれども、これについてわかりやすかったか、わかりにくかったか、どういう点に改善の余地があったか、それとも、本当にわかりやすかった、どういうふうな点に工夫が見られたか、こういう点について御意見を伺いたいと思います。

1番の方からお願いします。

**裁判員経験者 1：**どちらの側からも文章がわかりやすく、素人にもわかりやすい

文章で出していただいていたのはわかりやすかったですけども、私が混乱したのは時系列が戻ったり、また、先にいったりすると、これはいつの日のことを言っているのかなというのにちょっと混乱してしましまして、その点は評議の間に皆さんと、これは私の勘違いですかというふうに確認しながらやらなければいけなかったんですけども、できれば素人なので、時系列に沿って進行していただいただけるとわかりやすかったかなと思います。

**司会者**：1番さんの担当された事件は、争点が複数あったようですが。

**裁判員経験者1**：何日前に戻ってというのがよくありました。だから、その辺が私、すごく混乱して、これはいつの夜のことを言っているのかなと、途中でわからなくなるときがあったので、それで、実際に評議のときに聞きましたら、私、勘違いしていることもありましてし、その辺をもっと、私だけやったかもしれませんけども。

**司会者**：これは検察官とか、弁護人の御主張というふうなことになるますか。

**裁判員経験者1**：証人にお話を聞くときに戻ったり、あのときはじゃあ、どうだったんですかみたいな感じになったんじゃないかと思うんですけども、それが。

**司会者**：どちらかという証拠調べの話ということになりますか。

**裁判員経験者1**：そうですね。

**司会者**：それとは別に、検察官と弁護人が最初に冒頭陳述という形で画面とかを使って説明されていたと思うんですけども、この点についてはどうですか。

**裁判員経験者1**：争点は明らかにしていただいていたので、その辺はわかりやすかったです。

**司会者**：2番の方、お願いします。

**裁判員経験者2**：私は、失礼かもわからないんですが、弁護人の方が文章を読みながら、歯切れの悪さが、私だけだったかもわかりませんが、何か聞き取りにくいな、もうちょっと大きな声ではっきりと言ってもらわないと、何かぼそぼ

そぼそそというふうな感じを受けて、えっどういう意味、どういう意味と言いながら先へ先へといったような気がしました。下を見ながら、自信のなさそうな、もうちょっとはっきりと。

**司会者**：書面も御覧になってはいたんですかね、その主張について。

**裁判員経験者 2**：はい。

**司会者**：それでもやっぱりぼそそと言われるとわかりづらいというふうなことです。

**裁判員経験者 2**：はい、もうちょっとはっきりと大きな声で言ってもらわないと、耳が悪いわけでもないんですが、何かちょっと聞き取りにくいなというのは思いました。

**司会者**：3番の方、どうでしょうか。

**裁判員経験者 3**：私の担当した裁判員のところが、いわゆる争点というか、もと被告人の方が全て罪を認めているという形でしたので、期待といたら悪いんですけど、よくテレビであるような弁護士と検察側のやり合いというふうなこともありませんでしたし、事件の内容もわかりやすかったですし、事件の内容とか、写真等も加えるなりをしていただいていたので非常にわかりやすかったとは思っています。

**司会者**：4番の方、どうでしょうか。

**裁判員経験者 4**：審理ですが、今、おっしゃられたように法律の専門家のやる仕事やという、こういう解釈で、大変難しい言葉を述べられるのかな、あるいは、説明についても高度な説明をされるのかなというふうに思って裁判に出たわけですけども、弁護士側、検察側、両方とも大変、裁判員制度になってからなのかどうかはよくわかりませんが、私が担当した案件については大変わかりやすく御説明をいただいたので、これやったら誰でも理解できるなというようなレベルでお話をしていただいたので、大変よかったというふうに判断しています。

**司会者**：5番の方，お願いします。

**裁判員経験者5**：私も同様です。大変わかりやすく，検察の方も弁護の方も御説明いただきまして，お話しいただきましたので，案件の内容につきまして理解をさせていただくことができました。また，休憩等を挟みまして，休憩室に戻ったときに裁判官の方からも補足的な言葉もいただきましたので，十分理解することができたかなと，大変わかりやすかったかなというふうに思っております。

**司会者**：今，主張の関係について1番さんから5番さんまでお話をお伺いしましたけども，6番以降，10番までの方で特にこの件について何かお話ししておきたいということがあればお伺いしたいのですけれどもどうでしょうか。特にございませんか。意外に好意的な御意見もあったので非常にうれしいなというふうに思います。

それでは，これについては終了させていただきまして，続いて，書証とか人証の取り調べ，こういうものについてお伺いしたいと思います。10番の方からお伺いしてよろしいでしょうか。

**裁判員経験者10**：証人尋問ということに関しては少しお聞きしたかったこともありましたが，やはりおのおの，出廷されるお医者さんであったり，あるいは専門家であったり，学校の先生であったりというのが，時間的に制約をされる方たちですのでやむを得ないのだろうと思うんですけども，時間の制約があるということが第一の理由だろうと思いますけども，その辺のところはもう少し裁判所の権限でやりくりができなかったのかなというふうに私の担当した審理の中では感じました。

それと，これとはちょっと話が違いますが，弁護人さんが，証人に出られた，出廷されたそういう先生や学校の先生，お医者さん等への質問に対しても，かなり先生は専門家であるが被告人がこう言っているのだから，必ずしも証人が言ったことが正しいとは限らないというような断定したような発言の仕方とか，ち

よっとこれは弁護士さんとしても言い過ぎじゃないかなというようなところもありましたので、先ほどもちょっと弁護士さんにその辺のこともお聞きしたんですけど、注意しながらやっているということでしたんですけども、そういうようなことがちょっと私自身としては気になったということで、検察官のほうの陳述については非常にわかりやすくてよかったというふうに私、多分、アンケートにも書いたように記憶しておるんですが、そういうふうに思います。

それから、審理のわかりやすさというような、理解のしやすさというふうなことについては、裁判長を初め、裁判官の皆さんから事細かく教えていただいて、先ほど、4番さん、5番さんもおっしゃっていましたが、非常にわかりやすかったので、司法にそれほど詳しくない我々素人でも十分理解できるということで、今後、新しく裁判員に選任される方たちもそういう面は何の心配も要らないんじゃないかなというふうに思っております。

**司会者**：9番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

**裁判員経験者9**：証拠調べの中で、いろんなテレビの中とかで聞いたことがあるんですけども、残忍な死体が映って、見て、気分が悪くなったという裁判員の方がおられたということを知って、証拠調べのときに、「わあ、これどないしよう、本当、俺自身が気分が悪くなったら困るな」という気持ちもありました。写真を見ると非常に悲しい思いもしたんですけども何とか気丈に頑張ったつもりで、そういう面ではやはりある程度考慮できるような写真をちょっと提示してほしいなというふうに思います。

**司会者**：8番の方、お願いします。

**裁判員経験者8**：裁判というと、裁判だけじゃなしに、裁判所と聞くだけでもう一般的に、世間というか、警察と税務署、裁判というと一般的にみんな何かかわったということ、普通にいう、ぞっとするという言葉がされます。私も裁判所から初めて書類がきたときに、何や裁判がと言うて家内がびっくりしたような次第です。けども、3日間の裁判を担当させていただいて、何と気楽な仕

事やな。もっと心の中で思っておったのとイメージが全然違う。3日間本当に自分の思うことをしゃべって、裁判の結果は行き着いたわけです。非常に民主的で、10人の方、裁判官の方3人と、それから、補欠の裁判員と、あと6人、10人で非常に民主的に最終の結果がなされました。理想的な裁判やったなどというふうに感じております。

**司会者**：7番の方、お願いします。

**裁判員経験者7**：評議のとき、証拠調べをするのにある程度の準備をするわけなんですけども、実際、証拠質問するときになって、なかなかどういう具合に質問したらいいのかと。それが強さとかそういうものはなかなかうまくできないというのが現状でした。そのときに判事さんからカバーしていただいたというような記憶がございます。そういうことで、評議のときに十分しとるんですけどもなかなかその場に出るとできないというのが実感でした。そのとき助けていただいて本当にほっとした記憶を持っております。

**司会者**：証人尋問とかの後とかに一旦、後ろに引いて、15分、10分ぐらいしている打ち合わせとかのときですか。

**裁判員経験者7**：はい、そうです。

**司会者**：6番さん、お願いします。

**裁判員経験者6**：私も被告人に質問なんですけども、みんなで評議してて、じゃあ、それを質問してくださいと言われても、なかなか評議の場ではいろんな意見を交わしていて自分が意見を言えていても、いざ、自分が質問するとなるとやっぱり緊張してしまって、思っているものの、それだけを質問しても、その後、被告人から返ってきたことに対して、また次、質問というのがなかなか自分で考えられずに出せなかったりとかで、何かちょっとそれがすごい心残りでした。やっぱり裁判官の方とかに助けていただいてという部分になってしまったんで、その辺が今でもちょっとどうしてうまくできなかったのかなみたいなのを悔やんだりとかします。

**司会者**：質問というのは難しいですもんね。

**裁判員経験者 6**：そうですね。本当に、じゃあ、それを質問してくださいねと言われたらそれだけできるんですけども、その次にというのがちょっと頭が真っ白になってしまいます。

**司会者**：ほかに何か1番さんから5番さんの中で、これについて感じられたこと、証拠調べについて感じられたことはありますかでしょうか。

**裁判員経験者 4**：今、おっしゃられましたけれど、裁判員が証人尋問だとか、あるいは、被告人質問のときに質問できますよというルールになっています。そのときに質問をするのに、おっしゃられたとおり勇気とか、やっぱり質問の論理性とか、こういうようなものを十分、理解した上でなかったらなかなかできへんわなど。そうやけれど、裁判員制度自体の目的からいうたら、やっぱり裁判員自体も質問して、審理が要するに活発に、より質を高めるなり、活発度を上げるということであれば、一つの方法としては、やっぱり裁判員の質問時間というのをプログラムの中でできますよというんやなしにとっていただいて、そして、裁判長及び裁判官から質問の事項に対して、私、こういう質問をしたいんやけれどという、いや、もうちょっとこんなのをつけて質問したらどうやというようなことも教えていただいて、本当に参画しているイメージというのをやっぱりつくっていく必要性というのがあればもっとおもしろく質が向上してくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、一考していただきたいなというふうに思います。

**司会者**：裁判官の質問事項のほかに、裁判員の質問時間というのを特に設けてほしいということですね。どうもありがとうございます。

ほかに特にごさいませんでしょうか。何か御提言とか、そういうふうなことについてもいいですけども。

それじゃあ、ちょっとここで一旦、休憩したいと思います。

(休憩)

**司会者**：それでは、後半のほうに入らせていただきます。

評議や評決についてですけれども、これは結構、重要ですので、特に言いたいことも、おっしゃりたいことも皆さんあるのではないかとこのところなので、これについては全員の方にお伺いしたいと思います。実際、評議を進められ、特に事実認定や量刑についての評議、別の期日をとってされている、非常に長い間された裁判体もあるかと思えますけれども、評議の進め方とかその雰囲気、実際、言いたいことが言えたのだろうか、こういう点についてお話を伺いたいと思っております。どうでしょうか、今回は10番の方からお願いしてよろしいですか。

**裁判員経験者10**：私が一番感じたことは手短にお話しさせていただきますと、評議の進め方とか雰囲気というところでは、裁判長の多数決の決め方、やり方ということなんですが、まず、評決についてフリートキングで裁判員の意見をお聞きし量刑を黒板に書いていただいて、それから、一番離れている人はそれに近いところへおろしていくというんですか、例えば、平均が5としますと、例えば10の人がおって、1の人がおると。例えば、5に近いところへ持っていくためにというような、そういう方法論なんかの問題で非常に参考になったということで、一応、皆さん、多数がおられるときに、おのおのが自分の主張をするとなかなか決まらないことを、ちょうど中庸のところへ持っていく、そういう取り決めの方法論について一つ教わったなというようなことが一つ。

意見については、皆さんにフリーにお話をさせて意見は意見として聞いてもらえたとし、揚げ足を取るとか、人が言ったことに対して批判をすることか、あるいは、それに対して反論するということが余りなくて、おのおのの意見は意見としてというような形で取り上げていただいて、いろんなことが話しやすいといえますか、しゃべりやすかったというようなことで、今回の審理については

参加された我々のグループは皆さん気持ちよく、2週間の間の6日間を一生懸命やれたんじゃないかなというふうに感じています。

**司会者**：9番の方，お願いします。

**裁判員経験者9**：裁判の中で，こんなものかいなと思いながら，量刑，実刑というんですか，刑の重さ，こんなものかなと思いながらやっていたんですけども，いろんな評議をやる中でこんな事例があります，こんな事例がありますとわかりやすく説明してもらって，ああ，なるほど，これだったらこういう判例があるんだというならば，ある程度沿った形で話していかなければいけないなど。やみくもにどうのこうのというんじゃないくて，こういう判例を確認しながらやられて，そういう裁判官，裁判長を含めてそういうリードしてもらって，非常に，私自身もよかったんじゃないかなと。わかりやすく説明してもらって，これが我々6人プラス2人，8人でやったんですけども，みんな，意見を通しながらやっていけたんじゃないかなというふうに思います。本当に裁判官，裁判長のリードがよかったんじゃないかなと思います。

**司会者**：評議が長かったんじゃないかと思えますけども，その点については苦労とか，そういうふうなことは感じられませんでしたか。

**裁判員経験者9**：このメンバー，本当に非常に意見もみんな出していて，本当に意見を出してもらえる雰囲気をつくってもらったというような感じを受けています。

**司会者**：8番の方，お願いします。

**裁判員経験者8**：先ほども申し上げたように，裁判所というと何かおそれ多いというか，怖いようなイメージがあったんですが，参加させてもらって，私，今，84歳ですが，この年になるまでいろんな経験をしてきましたが，いい経験をさせていただいた。今後，裁判員に指名された方，そういう私のような既定の観念ではなしに，気楽に一般の良識というか常識さえあったら誰でもできるということを今後の皆さんに対して申し上げたいと思います。

**司会者**：7番の方，お願いします。

**裁判員経験者7**：世論では，私も評決について裁判員裁判の事件は量刑が重くなるんじゃないかというようなことを耳にしておりました。実際にそうじゃないかなというような気持ちを持っております。また，評議のときも，雰囲気は和やかな中でできるわけなんですけども，どうしても我々は被害者側に立っているのかなというような気もありました。だから，どうしても高く持っていこうとする気持ちはあったかなと思うんですけども，それをやはり判事さん，裁判官が実はこういう判例とかいろんなものを出していただいて，これはこうなんですというようなことを説明していただくことによって，順当なそういう形のものができるんじゃないかなというのを感じました。今も言いましたように，裁判員だけでやっていたら，量刑というのは非常に高いものが出るんじゃないかなというような気持ちを持ちました。

**司会者**：逆にその裁判官からお話があったということで，むしろ，自分が思っていたよりは裁判官に誘導されているんだというふうな感覚をお持ちのことはないですか。

**裁判員経験者7**：そういう気持ちは持つわけではないんですけども，やはり判例的にはこうなってくるんだという，常識的にはこうなんだと。やはり我々から見ると，どうしても高く見がちなところがあるんかなというような気持ちは感じました。

**司会者**：それでは，6番の方，お願いします。

**裁判員経験者6**：評議の進め方というのはすごい裁判長さんと裁判官の方が本当にわかりやすく説明してくださって，自分たちでも考えられるというか，そういうふうにできたと思います。

あと，雰囲気もみんなで一つの話を話合っというので，雰囲気もよくできたと思うんですが，自分がちょっと被告人の方も罪を認めておられるというので，裁判の期間も3日間だったんですけども，ちょっと3日間ですが重た

い事件になったので、自分がちょっと冷静でいられなくて感情的に話してしまった部分があったと思うので、私以外の皆さんはちゃんと冷静に話されていてよかったと思うんですが、自分は反省することが多々あります。

**司会者**：いえいえ、自由に話していただければ、評議の場ですので。今も何か話し足りないことがあったらいけないのでどんどん言っていただければ。

**裁判員経験者 6**：大丈夫です。

**司会者**：裁判所は評議の仕方をほめられてばかりなのですが、批判的な見解を述べちゃいけないというわけではないのでどしどし言っていただければと思うんですけども。

じゃあ、5番の方から。

**裁判員経験者 5**：皆さん、一応、お話しされていたことと同感なんですけれども、本当に最初、緊張の塊だったんですけれども、本当にリードしていただきまして、緊張感をとるように、とるようにほぐしていただくように雰囲気をつくっていただいて、私は3日間でしたけれどもその雰囲気で臨ましていただきました。本当によかったかなというふうに思います。

そして、裁判そのものの進め方、あるいは、量刑の決め方等につきましてもわかりやすくお話をいただきましたので、そしてまた、合間の意見交換のときにも私たちの意見を引き出していただけるように、言いやすいような雰囲気をつくっていただいて、3日間臨ましていただいたので非常にわかりやすかったかなというふうに思います。

最終的には、それぞれが冷静に、先ほど冷静さをといるところがございましたけれども、私がかかわらせていただいた案件につきましては冷静に、皆さんの御意見を出した上でまとめられたかなというふうに思いますので、非常によかったというふうに思っております。

**司会者**：4番の方、お願いします。

**裁判員経験者 4**：私も評議について、あるいは、評決について裁判官及び裁判長

のうまい誘導で非常にうまくいったかなと思います。

ただし、評議及び判決についてなんですが、我々が決めないかんの有罪なのか、無罪なのか。そして、刑の重さをどうしますかという2つの側面から判断をしていかないかんわけですけども、評議の中で議論した最大のポイントは被告人の人間性という側面からの意見が非常に多く出たと。人間性というのはどういうものなのかというたら、やっぱり犯罪を犯したことは悪いけれど、被告人が要するに社会復帰をして、そして、もう一度、楽しい生活を送ってほしいという、こういう側面が非常に強く皆さん、お持ちで、そういう面の意見が多々出てきたと。そうすると、理論的に有罪か無罪か、あるいは、刑という判例から判断したところと、人間性を重視した、要するに、軽くしてあげてやという、こういう側面の衝突というのがあって、それでいろいろ議論できたということが非常にいいのではなかろうかなと。

やっぱり裁判員が参画することによって、やはり我々一般国民ですから、そこへ復帰してほしいという願望が非常に強く反映されて、結論は別として議論できた点が大変よかったのではなかろうかと、こういうふうに思います。

**司会者**：3番の方、お願いします。

**裁判員経験者3**：裁判になる前には、裁判員としても当然、素人のメンバーですので、法律に詳しくも全くないわけですので、当然、外から見た印象としては、裁判員がどう言っても、結局、決めるのは裁判官だというふうなことを思っていたんですけども、誘導するというか、我々は当然、この罪に対してこの判決が妥当だということは全くわからないわけです。10年と9年の違いとかもわからないですし、それを今までの裁判例を踏まえながら、それを見ながら判断していく。非常にわかりやすく進めたと思いますし、それと、今まで聞く側で判決何年、懲役何年という形を新聞で見聞きする分では、当然、その方が更生までにいわれる刑務所に入られるわけですけども、裁判員になって思ったのは、量刑を決めてから、こういうふうに決めて、結局、被告人側が、例えば、

4年、5年なりとか刑務所に入られるわけですけども、そこでどう更生していくかというところまで、その中のメニューとかそういうことも一般例のような形で説明していただきましたので、ああ、こういう形で更生を図っていくんだなということも勉強になりましたし、何年という、被告人の立場に立って、この方が更生するまでに、入られたら、出てこられたら何歳になってこられるかなというところまでいろいろ考えさせられたので、非常にいい経験だったと思います。

**司会者**：2番さん、お願いします。

**裁判員経験者2**：最初は裁判員の方の中に知識のある人がいらっしゃるなというふうな、自分の知識のなさとか知識のある方との差がちょっとあるのと違うかなと思って、私は内容的に冷静さというのに大変欠けているなというような部分からだったんですが、裁判長さんとか、裁判官の方とかに上手にリードしていただいたのでとてもよかったです。最初の気分とは違う、冷静さをだんだんと持てるようになって大変よかったですなと思います。

**司会者**：1番さん、お願いします。

**裁判員経験者1**：評議の間は本当に話しやすい雰囲気を書いていただいて、難しい法的な知識がなくても、自分の経験から出してこれるように、それをまた受けとめてくださるように雰囲気はつくっていただけたと思います。

ただ、評決についてはやはり素人ですのでとても悩みました。もう裁判官の方々の意見をやはり私は重視していたなと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

特に評議の中で多分、難しい法律用語とかいうのが恐らく、出てきた方もいらっしゃるんですけども、そういうところは理解できましたですか、評議を通して。

1番さん、どうですか。

**裁判員経験者1**：多分、大丈夫だったと思います。余り印象に残っていないので。

**司会者：**今、評議についてお話しいただいたんですけども、それに判決書というのをこちらのほうで出しています。それは皆さんに読んでいただいた上で、判決を言い渡すというふうなことにもお付き合いいただいたわけですけども、判決書について何か、特にこれについて自分の評議の結果が反映されていないとか、もう少しこの点について本当はやってほしかったとか、このような御意見をお持ちだった方はいらっしゃいますか。皆さんのほうで、判決について評議が反映されていたというふうな御意識で、考えだったということでもよろしいでしょうか。

引き続きまして、審理中や審理終了後の負担や義務について話を進めさせていただきたいと思います。

ここでは、守秘義務があることについて、精神的な負担感についてということなんですけれども、守秘義務についてまず、1番さんから5番さんにお伺いした上で、精神的な負担感について6番さんから10番さんにお伺いすると。それぞれについてまた補足して何かありましたらそれぞれにおっしゃっていただければと思います。

守秘義務についてなんですけれども、審理、裁判が終わった後に守秘義務が課せられるというふうなことで、やはりこれについて負担だというふうな御意見が当然、あることなんですけれども、これについてはどうでしょうか、守秘義務があることがいいことか、悪いことかとか、ないしは、守秘義務について意識されるようなことがあったのか、こういうふうな点も踏まえて、何か御意見をいただければと思いますけれども、どうでしょうか。

1番さん、どうでしょう。

**裁判員経験者 1：**初め守秘義務を重く感じていました。だから、裁判員に選出されるかもしれないことも言ってはいけないと私は思っていました、でも、今、思うと、「私、やったことあるよ」というのをもっと言ってあげると、ほかの人も聞いてくれるじゃないですか、今度、当たったというときに。そういうと

ころは公にしてもよかったかなというのがあります。

**司会者：**秘密の部分とそうでない部分というのがなかなか難しいということになるかと思えますけれども。守秘義務とか考えられたとき、守秘義務の範囲についていかがですか。

**裁判員経験者 1：**範囲ですか。だから、どこまで言っているのかがわからなかったんですけども、それも評議のときに結構、皆さんそこまでは外でしゃべってもいいんですかという話も出ていましたので、そこがあってちょっと理解していきました。

**司会者：**2番さん、お願いしてよろしいでしょうか。

**裁判員経験者 2：**私は守秘義務についてはそんなに負担というのは感じませんでした。

**司会者：**3番の方、どうでしょうか。

**裁判員経験者 3：**それほど絶対、何も裁判員になったこと自体言ってはだめだということだと思っていたんですけども、そういうことでもなくて、特に注意しないとだめな点はどういうふうに評決に至ったとか、審理をどういうふうに進めたかとか、そういう過程についてはやはり守秘義務が課せられているということですので、そういったことは当然、守秘義務を守るわけですから苦痛にも感じなかったです。裁判員になったこと自体言ってはだめだということになれば、それは多分ちょっと苦痛やと思うんですけども。別に苦痛はなかったです。

**司会者：**4番の方、お願いします。

**裁判員経験者 4：**私も同様、特に負担や義務について何もなかったです。

**司会者：**5番さん、お願いします。

**裁判員経験者 5：**私も同様です。特に疑問も何もありません。当然のことだというふうに思っておりますので。

**司会者：**当然のことというのはどういうふうな御趣旨でしょうか。

**裁判員経験者 5：**内容であったり、被告人の方の当然、お名前であったり、どう

いう方だということを含めて、当然、守秘、守る義務はあるというふうに判断しています。

**司会者**：6番さんから10番さんの中で守秘義務についてなんですけれども、後に精神的な負担があるというふうな御意見もあると思うんですけれども、どうでしょうか、何かそれについて範囲とか、義務の内容とか、不便を感じられたとかいうことがありましたらお願いしたいんですけれども。

9番さん、お願いします。

**裁判員経験者9**：守秘義務の件なんですけども、そこまで言っているのということが家族なり、会社なりありました。裁判員になったということは私自身は会社のほうに伝えて、メンバーにも伝えてやったんですけど、「どうでしたか」というような言葉がないんです。だから、皆さんが守秘義務、守秘義務、聞いたらかんのと違うやろうかとかいうのをものすごく認識されているんじゃないかなというふうに思います。だから、そこら辺をもうちょっと、今、言われましたように、審理の内容、評議の内容を言ったらいかんよと。もう一つ何でしたか、見たことをどうのこうのを言ったらだめよと。そのときも一番最初、裁判官に守秘義務はどこまでですかというお話を聞いて、ああ、なるほどなど。公開された裁判やということを言われたので、ああ、なるほどねと。もっとみんなが聞いてくるんかなと。どうでしたというようなことをなかなか聞いてこないんです。だから、そこら辺のもうちょっと裁判員の守秘義務を含めて、なったらこうなんだよということをもうちょっと皆さんにアピールできるようなことがあれば、もっと気楽に裁判員になれるんじゃないかなというふうに思います。

**司会者**：守秘義務があるというふうなことが周知され過ぎていて、逆に何も聞かれなかったということですか。

守秘義務についてはここで終わりにさせていただきます。

次に、精神的な不安、負担感というふうなところについて。一生に一度の犯

罪というものに接しられて、一生に一度しかない経験をされたことで、それによって精神的なダメージとか、そういうものを受けられる方もいるというように聞いております。この点について、裁判所のほうでもケアとかいろいろしているわけですが、裁判員経験者の方から何かおっしゃりたいこととか、考えられたこととかあったらお願いしたいんですけれども。

10番さんはどうでしょうか。

**裁判員経験者10**：この件については特にありませんでした。裁判が終わったときに事件のことは早く忘れてしまいたいというふうに思ったんですが、帰ってからは余り裁判のことを一々思うこともなかったし、また、守秘義務の問題にも触れるんですが、家族や周りの者も新聞やニュースで知る程度の情報で十分満足しているといいますか、特別、裁判員になったからどんなのだったというようなことを聞かれるようなこともほとんどありませんでしたし、精神的な負担を受けるようなことはほとんど全くないといってもよかったですと思います。

**司会者**：9番の方、お願いします。

**裁判員経験者9**：やはり先ほども言いましたように、証拠写真等での配慮だけはやっぱりしてほしいなど。そこら辺でやはりメンタルな、非常に精神的に苦痛になるようなところもあると思いますので、今回の我々の担当した中ではそういうことがありましたけどもそんなにひどくなかったと思うので、精神的には今回はなかったと思っています。

**司会者**：8番の方、どうでしょうか。

**裁判員経験者8**：別に守秘義務は守る必要があると思います。誇張してこうや、ああやということは人にしゃべったりいたしません。

**司会者**：裁判が終わった後に、例えば、裁判のことを思い出していろいろショックを受けるとか。

**裁判員経験者8**：それはもう、私の気性として、昨日のようにしっかり覚えています。

**司会者**：それはどうですか。何か精神的なケアが必要であるとか。

**裁判員経験者 8**：いえいえ、いい経験をさせてもらったという感じです。

**司会者**：7番の方，どうでしょうか。

**裁判員経験者 7**：私も守秘義務のほうが何かありますけども、裁判員裁判に選ばれたときから、必要最小限度の方にしかこのことを言っておりませんので、当然、私が裁判員になったということはほとんどの人は知らないというような現状で過ぎてきたと思います。その中で知っている人が裁判が終わった後、翌日に新聞に載るといようなことがありますので、新聞を見たらあのおりやといような説明ぐらいのことで終わっております。

あと、精神的な負担なんですけども、自分自身、裁判に携わったときに積極的に自分から取り組んでおりましたので、別にそれに関する負担というのはございませんでしたし、ただ、被告人と当然、法廷で顔を合わせているわけですから、後々のことを考えるということはあるかもわかりませんが、そういうことも考えることもありませんでしたし、今の段階でも事件自体を忘れて、どういうふうだったかなというのを忘れてしまっているような状態ですので、負担はなかったと思っております。

**司会者**：6番の方，どうでしょうか。

**裁判員経験者 6**：私はやっぱり夜は寝られませんでした。それと、被告人と自分と置きかえるではないんですけども、そういうところもあって、今でも、いつも思い出すわけじゃないですし、いつも考えているわけじゃないんですけど、例えば、年末がきたりとか、お正月とか、そういうときに被告人はどうされているかなというのはちょっと思い出したりすることもあったり、どこまで言っていないかわからないんですけど、自分の子供の寝顔を見ているときに、ちょっとやっぱり悲しくなるというか、そんなことを思ったりすることが今もあります。

**司会者**：それは事件の内容に何か共感して、共感といたら何ですけども、何

かそういうふうに通調してしまうというふうなことですか。

**裁判員経験者 6**：そうですね。気持ちがわかる部分もありつつ、ちょっとわからない部分もあって腹立たしく思う部分もあったりとか、何かいろんな。

**司会者**：証拠の中に生々しい写真とか、こういうふうなものは。

**裁判員経験者 6**：そういうのはなかったです。現場を写した写真というのが出たんですが、それは1秒ぐらいで、自分がちょっとまぶたを閉じたぐらいで終わってしまったので自分は見れなくて。それは大丈夫なんですけども。

**司会者**：そういうふうなものを仮に目の当たりにしていたとしたら、どうですか。

**裁判員経験者 6**：それを見たからではなくて、自分もやっぱり母だからですか、その部分でだと思います。

**司会者**：わかりました。

1番さんから5番さんの中で、精神的な不安、負担感とか、こういうふうなものについて証拠調べのとき、ないしは終わってから、何か感じられてというふうな方はいらっしゃいますでしょうか。

3番の方、お願いします。

**裁判員経験者 3**：私は精神的な負担感は全くなかったんですけども、一般的な話なんですけども、新聞で見聞きしている部分に裁判員をして心理的に追い詰められるとか、トラウマになるとか、そういったことがあるというふうなことも載っていましたが、今後のことも考えて、例えば、それが訴訟に発展するとか、そういうことも考えられると思うので、先ほど言ったように、心のケアとか、それも必要だと思いますけども、選任手続のところに戻るんですけども、そういった部分で、いわゆる精神的トラウマになる人とか、苦痛を受ける方については拒否ができるような何か、拒めるような何かがあればいいのかなと。ケアも大切ですけども、いわゆるこうやってランダムに選んで、制度的に選ばれて、いわゆる裁判員にならされるわけなんですので、そのあたりで、非常に精神的に弱い方とか、そういう方もいらっしゃいますので、そういった面で、例えば、

拒否ができるというふうな制度改善があったらいいのかなとは思いますが。

**司会者**：ただいま3番さんから提言があったんですけども、どうですか、皆さんについてもそういうふうな気持ちというのはありますか。特に、6番さんの先ほどの件だと、むしろそういうふうな人が中に入っていたほうがいいのかというふうなところもありますけれども。

**裁判員経験者6**：私もどうかなと思ったんですけど、でも、やっぱり選ばれたということはそういう同じ立場といたらおかしいですけども、そういう人もいて、それがやっぱり裁判員裁判なのかな、いろんな人、それこそ、男性の方も女性の方もいて、いろんな年齢の方がいてというのがいいんじゃないかなと思うんですけど。

**司会者**：裁判所は、証拠調べの方法を工夫しているところではあるんですけども、やはり普通の事件でも、皆さん、普通の生活を送っている分にはこういう事件に遭うことはありませんので、なかなか精神的な負担というのはやっぱり大きいのかなというようなことは認識はしているところではあります。

最後に、裁判員を経験しての簡単な、総括的な御意見とか、御感想、それと、最後できれば裁判員になられる方についてメッセージとかありましたらお願いしたいんですけども。

最後は1番の方からお願いしてよろしいですか。

**裁判員経験者1**：皆さん、感じておられると思いますけども、一般人でもできますよということは身近な人には伝えていきたいなと思います。

**司会者**：2番の方、お願いします。

**裁判員経験者2**：最初は不安がありませんよと言ったらうそになると思いますが、最後はやらせていただいてよかったな、いい勉強になったなというのが実感です。ですから、どんどんと参加してくださいと、そういうふうに伝えたいです。

**司会者**：この機会に何かおっしゃり足りなかったこととかもつけ加えていただい

てもよろしいです。

3番の方，お願いします。

**裁判員経験者 3**：先ほど意見もありましたけども，やってみて意外とやりがいがあったということもありますので，今後，なられる方，嫌がらずに，嫌な面もありますけども，経験としてはすごいプラスになることですし，ほかにもなりたくて，経験したくてもできないことですので，是非やっていただきたいなと思います。

**司会者**：4番の方，お願いします。

**裁判員経験者 4**：長い人生の中で新しい事項が1ページ追加できたなということで，大変喜んでいる次第です。

なられる方にメッセージですけども，やはり1つ目は新しいことにチャレンジすることによって，本人の自信に結びつくなというふうに考えます。それから，これは異分野の形になりますので，本人の質を高めるということが確実にできますよと。3つ目には難しく考えずに，誰にでもできるような仕組みや制度になっていますので，皆さん，ぜひ参画していただきたいなというふうにメッセージとして考えております。

**司会者**：5番さん，お願いします。

**裁判員経験者 5**：私も同様に，やはりこういったチャンスというんでしょうか，与えていただいていい経験をさせていただいたと思います。恐らく2回目はないだろうとは思っておりますけれども，これからの方，そういった機会があったときにはやはり物の見方も広がるというふうに思いますし，積極的にそういうチャンスがめぐったときは参加されたらいいかなというふうに思います。私自身としましては，やはりこういう参加させていただいて，新聞等を，すぐそういう，その記事に目がいくようになりました。ああ，これは裁判員で参加されている方がいるんだなというふうな形で新聞等を読むようになりましたので，自分の勉強になったなというふうに思っておりますので，機会があれば

ぜひとも参加されてはいかがかなというふうに思っております。

**司会者**：6番の方，お願いします。

**裁判員経験者6**：私も5番の方と同じように，今まではちょっと人ごとといったらおかしいですけど，全然，裁判員裁判とか，テレビやニュースでもそんなに気にかけていなかったんですけど，やっぱり自分が選ばれてからはそういうのにも目がいってしまうというんですか，そちらのほうに。この年なんですけど10歳の娘がいるんですけど，10歳の娘もやっぱり私が裁判員裁判を経験したことによって子供にもいい影響というんですか，そういうちょっと新聞を広げてそれが載っていたら読めない字もあるけども頑張っている。ニュースにも目をやってみるということもするようになったので，やっぱり自分だけじゃなくて，子供にとってもすごくいい経験をさせてもらったと思っています。

これから裁判員にもし選ばれた方へのメッセージで，なかなかしたくてもできない経験だと思うので，是非やっていただけたらなと思います。

**司会者**：7番の方，お願いします。

**裁判員経験者7**：私も人生の中で非常によい経験をさせていただいたと喜んでおります。経験させていただいたおかげで新聞を見ますと，新聞の最後のほうに裁判員裁判事件ということで，裁判員裁判で判決が出た分についてはちゃんと書いて，わかりやすくしていただいております。それを見て，ああ，この事件も裁判員裁判だったのかという形で振り返ってみることもございます。そういうことで，そういう判決についても非常に興味を持つようになったということも一つございます。

また，今日ですか，昨日ですか，新聞を見ておりましたら，裁判員裁判に選任されて辞退して裁判ができなくなったというような新聞を見ました。これを見て，誰かがやらなきゃならないわけですから，裁判もやっていかなきゃなりません。そういうことで，裁判を延期する形になってしまうわけですので，そういうことのないように，選ばれた方は是非そこに参加していただきたいと思

いますし、それができないのであれば、最初からもっと裁判所のほうに辞退をするということをはっきり意思表示すべきだと私は思います。

そして、これから選ばれる方についても、いい経験になるんだから、是非やってみてくださいというような形でメッセージを送りたいと思います。

**司会者**：8番さん、お願いします。

**裁判員経験者8**：私は先ほど申し上げたとおりです。

**司会者**：いいでしょうか。最後の機会ですから、せっかくですから、何かおっしゃりたいことは、これでよろしいですか。

**裁判員経験者8**：私はこの年齢になるまでに一生のうちの宝になるようないい経験を積ませていただきました。ありがとうございました。

**司会者**：9番の方、お願いします。

**裁判員経験者9**：私も本当、すごい経験をさせてもらったなど。まして、2通もきたということが非常に私に大きく残っていますので。先ほども言いましたように、裁判員になる負担をもうちょっと皆さんにわかりやすいような広告、コマーシャル等ができないかなというように思います。そうしたら、もっと皆さんが素直に裁判員に入り込めるんじゃないかなというように思います。

**司会者**：それでは、最後、10番の方、お願いします。

**裁判員経験者10**：ありきたりですが、誰でもできると思います。貴重な体験で、できる機会があれば、是非積極的に参加してほしいと思います。私もこの裁判員裁判を経験することによって遵法精神といいますか、車を運転していてもスピードを出さないように、ストップのところは必ず止まるようにとか、そういうようなことを心がけるような気持ちが芽生えましたし、おかげさまでゴールド免許を継続中ですので、そういったことにも寄与しているのかなというふうに思います。是非今後、どなたでもできるというのをアピールしていただいて、できるだけ多くの方に積極的に参加していただけると、この制度がよりいい制度に育っていくんじゃないかなというふうに思っております。

**司会者**：どうもありがとうございました。

非常に心強い意見をいただいて、裁判所関係、ないし、法曹、法律家関係、皆、勇気を持ったことと思います。

それでは、次いで、マスコミの方からの質問が幾つか届いておりますので、それについて進行していきたいと思います。

**読売新聞記者**：長時間お疲れさまです。改めまして、私たち大津の報道各社でつくっております大津の司法記者クラブと申しまして、裁判員裁判後の判決のときも一度、会見をさせていただいていると思うんですが、改めて聞かせていただこうと思います。

1点目が実際に何人かの方は御意見を述べられていましたが、実際に経験して、この制度の中で見直しをしていくべき、改善すべき点ということをお伺いしたいと思います。

2点目については、今、感想で何名かの方がおっしゃっていただいたんですけども、裁判員を経験した後、ニュースの見方について変わったかどうか。また、変わったという方がいらっしゃれば、どういうふうに変ったのかというところをお伺いできればと思います。

1番の方から順に1点目と2点目について御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

**裁判員経験者 1**：制度の中で改善すべき点は、先ほどから私、言いましたが、選出方法での拘束時間、その辺はもうちょっと配慮が要るのではないかなと思います。

経験してからニュースの見方が変わったかという点につきましてはもちろん、関与した事件についてはすごく見るようになりましたし、今後についても被告人の方がどうなるのかなということまで気になるようになりました。やっぱり自分もちょっと記者会見のときにしゃべらせていただきましたので、どんなふうに捉えられたのかなというのはいろいろ比べてみましたが、間違っ

て捉えられているなというのもありましたし、自分のちょっと表現が悪かったんだとは思いますが。

**裁判員経験者 2**：最初に言いましたように、手続といいますか、裁判所からきた、それから、実際、裁判員となるまでの期間が余りにも長いというのは何とかしていただけないかなど。

それと、終わってからというのは、私はテレビの見過ぎか何かわからないんですが、そんなに変わったようには感じません。あんなやねとか、ああいう場所でああいうふうになっているやとか、何かそれぐらいしか、何も感じません。

**裁判員経験者 3**：制度の中で改善すべきという点は、先ほども言いましたけども、精神的苦痛を感じる方については拒否ができるような制度になればいいと思います。

ニュースの見方につきましては、確かに裁判員裁判という裁判についての記事というのは非常に目につくようになりましたし、変わった点としましては、裁判員をやったときに、いわゆる経験がなく、初めての経験ですけども、いわゆる裁判官側のこちらのほうに座ったことによって何が見えてきたかということ。検察側と弁護士側、その真ん中に座っているということの意味合い、いわゆる中立な立場、どちらにも流されず、中立な立場で裁判というのは、裁判員もやらなければならないということで、ニュースについても悪いほうだけじゃなくて、いわゆる犯罪者側じゃなくて、どちらのほうも、被害者側も含めて公平な目で見えるようになったかなと思います。

**裁判員経験者 4**：先ほどお話ししたように、裁判員の選任の件でやっぱり事件の内容によって一つは構成とか、男女構成、年齢構成等を考えて質の向上をさらに図ってはどうかというのが1点目、それから、2点目もお話ししましたが、裁判員が要するに裁判の審理にどういうふうに参加するかというのが非常に大事で、並んでいるだけではなしに、やっぱり対話ができる仕組みなり

をつくっていただいて、より質の向上を図ってほしいという点が改善点です。

それから、ニュースの点ですけれども、特に直近では審理が2箇月という事件が報道されました。そのときに、わあ、長いな、誰がこういう事件に対して裁判員としてやっていくのかな。事件の内容も複雑多岐なので、これは大変、しんどい話やなというように、一つの事例ですけれど、そういうことが報道と同時に反応するような形に変化したという点が実態です。

**裁判員経験者 5** : 改善すべき点につきましては、何度もお話に出たと思いますけれども、選任をしてから、私の場合は3日間連続でしたけれども、そのときに申し上げたように、残りの二十数人の方は、どういう形で勤め先に休みをとられていた、会社勤めの方も多分おられたと思うんですけれども、申請されたかわかりませんが、私は3日間連続で行ってそのまま3日間だったのでよかったですけれども、場合によっては残り2日を無駄にとは言いませんけれども、不要な休みをとられている方もおられたかもわからないので、その辺がうまく、ただ、負担を少なくするためという一方の考え方がありますので、一長一短なんですけれども、その辺がうまく改善できればいいかなというふうに思います。

それから、ニュースの見方につきましては、皆さん、おっしゃっていますように、やはりこういった事件、裁判に対して裁判員裁判という文字がすぐに目に入るようになりまして、今まで以上に意識をするようになったというところが大きく変わったところです。

**裁判員経験者 6** : 改善すべき点というか、やっぱり自分の周りもそうですけれども、裁判員の経験者というのがやっぱりまだまだ少ないので、裁判員になるということがすごい大変なことで、いい経験ができるけれども、悪いものに当たったといたらおかしいですけど、えっ、当たってしまったんみたいな感じで、周りの人からも大変やなみたいななってしまっているんで、もう少しその辺が気軽なものではないですけども、もっと何か身近に感じられるように変えてい

ただけたら、もっと裁判員はこんなですよみたいな感じのをしていけたらいいんじゃないかなと思いました。

それと、ニュースの見方が変わったのかというのは、先ほども話をさせてもらったように、やっぱりすごい自分が経験したので、本当に裁判員裁判という文字があるとすぐ目についてしまいます。それで、家族もそれで、食事のときにああ、きょうも新聞にこんなのが載っていたな、裁判員裁判とか、ニュースでやっていたなみたいなので話すようになったので、それはやっぱり経験してよかったことだと思います。

**裁判員経験者 7**：先ほどから話が出ておりますように、はがきがきてから選ばれるまでに非常に長いその間の不安感があるということなんですけど、これはいたし方ないことなのかなとは思いますが。また、選出する方法についても、さっきも言いましたようにいたし方ないんだろうなと、こういう方法しかないんじゃないかなと私は理解いたします。

ニュース等ですけども、自分が携わった罪名の事件は特に目につきます。どこに目がつくかといいますとやっぱり量刑に目がいきます。ここに一番目が着いて、新聞等を見ますとすぐにそこにいくというようなことが今でもあります。

**裁判員経験者 8**：人が人を裁く。プロの裁判官の方と我々、アマチュア裁判員が一体となって裁判にかかわりましたが、大して難しいことはなかったなというのが実感です。これからもこの制度がずっと続くと思いますが、一体となって今後も進められることを望みます。

**裁判員経験者 9**：先ほどから言っていますように、守秘義務というふうに皆さんがやっぱり不安というか、そういうところがあるんじゃないかなろうか。罰金刑、とられますよ。言っちゃったらだめよ。そういうところがやはり不安があるんじゃないかなと思います。ただ、やはりそこら辺は改善するところが要るんじゃないかなと。そうすれば、さっき皆さんが言われたように経験してよかった

という言葉が出てくるんじゃないかと、素直に入れるんじゃないかと  
いうふうに思います。

ニュースの件ですけども、先ほど4番の方が言われましたけども、テレビを  
見ているとスケッチがありました、裁判所の中の、法廷の中の。ああ、女性  
の方が3人描かれているわ。こんなので期間が2箇月ですか、3月頭ですか、判  
決が出るとか言われていますけども、そういう案件、罪状、期間をして、私  
たちが経験した6日間、非常に長い、重いものが裁判員になっている、制度にな  
っている、裁判員裁判になっているというように考えると、どこで事案という  
んですか、それを裁判員に設定するのかというところが、ちょっとこんな重た  
いのを裁判員でいいのかなというふうなところも感じました。そう見ながらや  
はりニュースを見て、裁判員として見方というんですか、変わってきたという  
ふうに思います、

**裁判員経験者10**：改善点についてはできるか、できないかはわかりませんが、  
裁判員予備軍みたいなものを選任して、講習を1日なり2日なり行うというよ  
うなことがやれば、裁判中や集まった全く経験のない人たちへの説明の負担  
軽減とか、そういうことが図れるんじゃないかなというふうに思いますし、ニ  
ュースの見方については、やはり裁判員裁判を経験した後は、司法のニュース  
というのを結構、注目して見るようになったのは多少、そういうことの影響か  
なというふうに思われます。

**読売新聞記者**：ありがとうございました。

せっかくの機会なのでちょっとお伺いしたいことがありまして、今、皆さん、  
裁判になってからの報道のことについて感想を述べられていた、司法について  
の記事について結構、見るようになったというお話だったんですけども、結構、  
新聞で大きく報道されるニュースというのは、大概、裁判員裁判対象事件とい  
うのが多くて、裁判員制度が始まってから、私たち報道機関というのは表現の  
方法であったりとか、実はわからないかもしれないですけどいろいろ工夫をし

ていたりとかするんですけども、そういった裁判にかかわる前に、起訴になる前の事件報道とかで何か思うところがある、例えば、何かちょっと、先ほど中立な立場でというようなお話がありましたけども、こういった報道でいいのかなと思うような、もしそういうところも感じる方がいらっしゃればちょっとお話が聞けたらありがたいなと思うんですけども。どなたかいらっしゃいますか。

私たちもいろいろ勉強させていただいている過程ではあるので、制度自体の見直しだけじゃなくて、私たちもちょっといろいろ見直していかないといけない点はあると思います。お忙しいところ、ありがとうございました。

**司会者：**長い間、どうもありがとうございました。

まだ、話し足りないというふうな方もいらっしゃるかもしれませんが、時間がもうそろそろ参りましたので、閉会ということにさせていただくことにします。

今回、裁判員経験者の方、本当にどうもありがとうございました。今回、貴重な御意見をたくさんいただきまして、これを参考にさせていただいて、一層大津の裁判所においても裁判員裁判というのが皆様と密接にちゃんと地に足がついたようなものになるように努力させていただこうと考えております。

また、傍聴していただいた司法記者の皆様も、この件について国民の皆様に裁判員裁判の実情とか、司法への関心を持っていただくために、皆様において裁判員裁判への関心を常に強く持っていただければなと思います。それで、適切に報道していただければ、こちらのほうとして、法曹関係者としては非常にありがたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、今日は長い間、本当にどうもありがとうございました。

以 上